

平成28年1月より未熟児養育医療給付に関する各種手続において、原則として個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。

【社会保障・税番号制度の目的】

社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての人に重複することのない一つのマイナンバーを漏れなく付番するとともに、個人情報の保護に配慮しつつ幅広い行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことにより、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性の確保を目的とするものです。

今後、マイナンバーを用いた情報連携が一層拡大し、利便性が向上する可能性が高いこと、申請書等にマイナンバーを記載することが各制度における法的な義務であることに鑑み、各種手続において、原則としてマイナンバーを記載していただきます。

【マイナンバーの導入スケジュール】（平成27年12月末時点）

	番号制度全体のスケジュール	未熟児養育医療給付のスケジュール
平成27年度	平成28年1月 マイナンバー利用開始 個人番号カードの交付開始 (個人の申請により市町村が交付)	平成28年1月 未熟児養育医療給付の各種手続にマイナンバーの記入開始
平成28年度	平成29年1月 国機関間で情報連携開始 マイナポータル [※] の運用開始	
平成29年度	平成29年7月 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始	平成29年7月 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始

【未熟児養育医療給付におけるマイナンバー導入のメリット】

他市町村から転入してきた方の税情報や医療保険の加入情報などをはじめ、手続きに必要な添付書類の省略が可能となります。

- ◎ 税情報等の取得や添付書類の省略が可能となる時期は、情報連携が開始される平成29年7月からの予定です。